

不燃化特区制度に関する説明会質疑応答要旨

質 問	回 答
大和町中央通りの拡幅事業に伴い、東京都から補償を受けた場合にも、固定資産税・都市計画税の減免は受けられるのか。	除却前及び建替え後の住宅が制度の要件に該当すれば、補償を受けた場合においても、減免の対象となる。
借地で建物を所有する者も、戸建て住宅の建替えの補助が受けられるのか。	土地所有者との合意のもと、制度の要件に該当する建替えが行われた場合には、補助の対象となる。
不燃化特区について、地域にどのようにお知らせをしてきたのか。	大和町地域全体に配布している「大和町まちづくりニュース」により、東京都への申請状況や特区指定の見込み、指定後の支援策などについてお知らせしてきたところである。
今後の予定の中で説明のあった、不燃化促進事業の導入に向けてのスケジュールを教えてください。	事業とともに導入することとなる「建物の高さの最低限度」などのまちづくりのルール含め、導入区域周辺を対象とした説明会を開催し、合意形成を図ったうえで、平成 27 年度中の事業の導入を目指す考えである。
不燃化特区では、戸建て住宅の建替えが補助対象となっているが、不燃化促進事業では共同住宅の建て替えも補助対象となるのか。	不燃化促進事業では、共同住宅の建替えも補助対象となる。
国土強靱化について報じられているが、災害に強いまちづくりとの関係があるのか。	国土強靱化基本法では、災害に強いまちづくりを主要施策の一つとして位置づけている。